

## I L O 88 号条約の国内適用の基準

2007 年 1 月 22 日 山本草二

### 〔 1 〕 公共サービス改革の提起する課題 - 検討の焦点

#### （ 1 ） 公共サービス概念の分類（未分化 分化）

公権力の行使（統治作用。事実行為を除く） / 管理作用

裁量の余地の有無 - 民間委託の可否

#### （ 2 ） 88 号条約の性質

禁止 / 許容 / 裁量（立法政策）

### 〔 2 〕 条約の国内適用の基準

#### （ 1 ） 義務の分類

（ア）結果の義務（to ensure）

（イ）方法・手段の義務

（ウ）履行の際の「相当の注意」

#### （ 2 ） 国内措置の要否

（ア）批准の効果（ILO 憲章 19 条 5 項 d）

国内法への自動編入あっても、当然には国内実施なし

（イ）直接適用

（ウ）自動執行性

特に、国内の管轄機関の関与（予算、処罰）を要件とする場合

- 非自動執行性（ILO の国際労働条約の大部分）

（エ）直接効果 - 私人の当事者適格（国内裁）

### 〔 3 〕 8 8 号条約の枠組み

#### （ 1 ） 公共職業安定機関

従来は独占 労働市場計画の政策、公の資金の使用規制、失業給付・・・

民間への開放 - 公権力の行使は認めない（事実行為の扱い）

#### （ 2 ） cost-effective を基準とする分類

市場メカニズム、雇用安定サービスの提供

contract out、outsource - サービス provider

### 〔 4 〕 論点